証券コード 2461 平成30年3月9日

株主各位

東京都渋谷区渋谷一丁目1番8号株式会社ファンコミュニケーションズ 代表取締役社長柳澤 安慶

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。 さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、 ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年3月 27日(火曜日)午後6時30分までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成30年3月27日(火曜日)午後6時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日** 時 平成30年 3 月28日(水曜日)午前10時(受付開始 午前 9 時30分) **2. 場** 所 東京都渋谷区渋谷四丁目 4 番25号
- マイビーホール青学会館 地下2階「サフラン」 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

- 1. 第19期(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第19期(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

取締役8名選任の件

第3号議案

監査役1名選任の件

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

第5号議案

当社取締役、執行役員及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.fancs.com)に掲載させていただきます。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知のもののほか、この「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.fancs.com)に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトを ご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された 「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご 入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成30年3月27日(火曜日)午後6時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行を ご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

(提供書面)

事 業 報 告

/ 平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の我が国経済は、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続いております。国際的にも海外景気の緩やかな回復等を背景に、持ち直しが続くことが期待されます。

このような経済状況のもとで、当社グループの主要事業であるインターネットマーケティングサービス分野では、スマートフォンの普及が一巡しインターネットの重要性がさらに増している中で、プラットフォーマーによるITP(※)の実装や検索アルゴリズムの変更等があり、インターネット広告の仕組や広告を掲載するメディアに影響が出ております。

一方で、インターネット及びスマートフォンアプリを活用したマーケティングへの取り組みは堅調に拡大していくものと予測されており、特に動画広告市場の成長が見込まれております。

当連結会計年度において当社グループは、連結子会社を含む組織再編による効率化及 びメディア事業等を運営するシーサー株式会社の完全子会社化や、ITPへの対応や動画広 告の開発に注力する等、事業強化を推進してまいりました。

売上高は、CPA型アドネットワーク事業の拡大により増加したものの、ITPの実装、検索アルゴリズムの変更や広告予算の獲得の鈍化等により当初の見込みほど伸びず、結果、営業利益、経常利益は、売上高固定費比率の上昇により減益となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益は、法定実効税率の引下げ及び繰越欠損金のある連結子会社の吸収合併に伴い、税金費用が減少したこと等により増益となりました。

この結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高39,102,844千円(前期比4.2%増)、営業利益5,749,303千円(前期比1.3%減)、経常利益5,793,113千円(前期比1.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益4,228,230千円(前期比8.1%増)となりました。

※ ITP (Intelligent Tracking Prevention) とは、iOS上の機能で、Safariブラウザが 広告配信等を目的とする追跡用Cookieを識別すると一定期間後にCookieの利用制限等 を行うことを言います。 当社グループは、当社グループの事業を、CPA型アドネットワーク事業、CPC/ターゲティング型アドネットワーク事業、その他の各セグメントに分けておりますが、各セグメントの業績は、次のとおりであります。

a) CPA型アドネットワーク事業

当社グループは、主力サービスでありますアフィリエイト広告サービス「A8.net (エーハチネット)」、スマートフォンアプリ向けCPI広告サービス「adcrops (アドクロップス)」及び「seedApp (シードアップ)」等を提供しております。当連結会計年度においては、広告主に向けて費用対効果を高めるコンサルティング活動や参加メディアの広告媒体収益の最大化に注力し、特にA8.net (エーハチネット)及びseedApp (シードアップ)が堅調に推移いたしました。また、A8.net (エーハチネット)においては、いち早くITPへの対応を進める等今後の事業拡大のための施策を実施いたしました。その結果、当連結会計年度の売上高は25、794、338千円(前期比5.1%増)、全社費用控除前の営業利益は4、947、032千円(前期比8.4%増)となりました。

b) CPC/ターゲティング型アドネットワーク事業

当社グループは、主力サービスでありますスマートフォン向け運用型広告サービス「nend (ネンド)」及びリターゲティング広告配信サービス「nex8 (ネックスエイト)」等を提供しております。当連結会計年度においては、nend (ネンド)において、広告予算の獲得が鈍化しCPC単価が減少した等の要因により売上高が伸び悩み、また、費用面においては動画広告等の新規事業開発費用が先行いたしました。その結果、当連結会計年度の売上高は12,845,096千円(前期比0.9%減)、全社費用控除前の営業利益は1,838,939千円(前期比15.6%減)となりました。

c) その他

当社グループは、第3四半期連結会計期間より新たにグループ会社に加わったシーサー株式会社が運営する「Seesaaプログ(シーサープログ)」を代表とするメディア事業等を展開しております。当連結会計年度においては、メディア事業の広告収入が堅調に推移した一方、のれんの償却額を計上しております。その結果、当連結会計年度の売上高は463,408千円、全社費用控除前の営業利益は19,221千円となりました。

— 6 —

○ 報告セグメント別の売上高の内訳

セグメントの名称	平成28年	12月期	平成29年12月期			
ピクメントの名称	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)		
CPA型アドネットワーク事業	24, 552, 525	65. 4	25, 794, 338	66. 0		
CPC/ターゲティング型アドネ ットワーク事業	12, 963, 414	34. 6	12, 845, 096	32. 8		
その他	_	_	463, 408	1.2		
승計	37, 515, 940	100. 0	39, 102, 844	100.0		

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 当社の主力サービスであるアドネットワーク事業における当連結会計年度末の利用 広告主数 (稼働広告主ID数)、参加メディア数 (登録パートナーサイト数等) は、 下記のとおりであります。

サービス	区分	平成28年12月期	平成29年12月期
「A8. net	稼働広告主ID数	3, 249	3, 446
(エーハチネット) 」	登録パートナーサイト数	2, 154, 462	2, 366, 269
「nend (ネンド)」	稼働広告主ID数	394	395
rnena (オント)]	登録パートナーサイト枠数	694, 137	834, 296

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は385,500 千円であります。その主なものは、サーバー設備の増強及び自社制作ソフトウエアであります。

③ 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度において、第9回新株予約権、第10回新株予約権及び第11回新 株予約権の一部権利行使により新株式を発行いたしました。これにより、資本金及び資本 剰余金がそれぞれ33,032千円増加しております。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 記載すべき重要な事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 当社は、平成28年10月21日付で連結子会社である株式会社エイトクロップスを吸収合併 することを決議し、平成29年1月1日付で吸収合併いたしました。

また、平成29年2月24日付で連結子会社である株式会社ファンメディアを吸収合併することを決議し、平成29年5月1日付で吸収合併いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 当社は、平成29年6月23日開催の取締役会において、平成29年7月3日を効力発生日と して、シーサー株式会社の全株式を取得し、当社の完全子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	区		分	第 16 期 (平成26年12月期)	第 17 期 (平成27年12月期)	第 18 期 (平成28年12月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (平成29年12月期)
売	上		高(千円)	31, 990, 509	35, 789, 555	37, 515, 940	39, 102, 844
経	常	利	益(千円)	5, 948, 530	6, 179, 856	5, 896, 376	5, 793, 113
	: 社株 i		(+-₩)	3, 630, 523	3, 950, 014	3, 912, 146	4, 228, 230
1株	当たり当	期純	利益 (円)	47. 14	50. 95	50. 89	55.06
総	資		産(千円)	18, 354, 927	21, 233, 679	23, 314, 035	26, 085, 358
純	資		産(千円)	11, 902, 323	14, 741, 250	16, 637, 885	19, 543, 479
1 株	当たり	純資	産額 (円)	152. 57	188. 69	215. 71	253. 34

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株 当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 - 3. 平成26年2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月1日付で普通株式1株 につき2株の割合で株式分割を行いましたが、第16期の期首に当該株式分割が行われ たと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

	区	分	第 16 期 (平成26年12月期)	第 17 期 (平成27年12月期)	第 18 期 (平成28年12月期)	第 19 期 (当事業年度) (平成29年12月期)
売	上	高(千円)	29, 988, 646	33, 610, 333	34, 965, 808	37, 960, 306
経	常利	益(千円)	5, 650, 405	5, 875, 693	5, 729, 651	5, 801, 881
当	期純利	益(千円)	3, 462, 961	3, 741, 033	3, 848, 334	4, 455, 552
1株	当たり当期糾	〔利益(円)	44. 97	48. 25	50.06	58. 02
総	資	産(千円)	17, 696, 935	20, 570, 244	22, 507, 749	25, 854, 101
純	資	産(千円)	11, 867, 908	14, 497, 854	16, 330, 676	19, 463, 592
1 株	当たり純資	産額 (円)	152. 12	185. 56	211.71	252. 30

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株 当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 - 3. 平成26年2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月1日付で普通株式1株 につき2株の割合で株式分割を行いましたが、第16期の期首に当該株式分割が行われ たと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金(千円)	当社の議決権 比 率	主要な事業内容
株式会社アドジャポン	9, 000	100.00%	インターネット関連事業
シーサー株式会社	15, 100	100.00%	インターネット関連事業

- (注)1. 当社は、平成29年1月1日付で株式会社エイトクロップスを吸収合併いたしました。
 - 2. 当社は、平成29年5月1日付で株式会社ファンメディアを吸収合併いたしました。
 - 3. 当社は、平成29年6月23日開催の取締役会決議に基づき、平成29年7月3日付でシーサー株式会社の全株式を取得し完全子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは以下の事項を対処すべき課題として取り組みを進めております。

①業界内における地位の確立

主力事業であるインターネット広告サービスは、今後さらなる成長が期待される一方、新規参入や競争の激化、ソーシャルネットワークやスマートフォンの普及が一巡したことによる事業環境の変化など、課題も多数あります。当社グループの各事業におきましては、このような事業環境の変化にいち早く対応し、広告主数やメディア数の増加によるアドネットワークの規模の拡大や費用対効果のさらなる向上等を行うことにより競争力を高め、競合との差別化を図ってまいります。また、当社グループでは、引き続き顧客基盤を広げ、利用者数の拡大とブランドイメージの向上・浸透に努め、より効率的な顧客獲得体制を整備し、業界内における地位を確立させていく方針であります。

②主力事業におけるサービス改善

主力事業であるインターネット広告サービスについて、さらなる事業収益拡大のためには、事業環境の変化への対応や顧客基盤の拡大とともにサービス利用率の向上やサービスの品質改善による差別化が必要不可欠となります。当社グループでは、今後も継続的に、広告効果の向上、ユーザビリティの改善、広告表示の適正化等に取り組む方針であります。

③自社媒体事業の拡大

インターネット広告サービスの一環として、パソコン及びスマートフォン端末を利用する 消費者に向けた情報媒体の開発、運営により、当社グループ自身がメディア(パートナーサイト)となって収益を上げる自社媒体の開発運営を行なっております。当社グループは、今 後も自社媒体事業について、インターネット広告サービスの知名度やノウハウ、トラフィックを生かした積極的展開を図り、集客力の強い自社媒体の育成、収益化を図っていく方針であります。

④システム及び内部管理体制のさらなる強化

当社グループの業容拡大を支えていくためには、急激に増加しているトラフィックや取引データを管理するシステムを、費用の増加を抑えながら安定的かつ効率的に拡張するための技術開発及び運用体制の確立に注力すること、外部からの不正アクセスを防止し、取引データ、顧客企業等の情報及び個人情報保全のため、さらなるシステムの安全性強化や危機管理体制を構築すること、また当社グループ全体としての業況推移を常時正確に把握し適時・適切に経営判断へ反映させていくことが、今後さらに重要となってくると考えております。こうした観点から、一層のシステム投資や危機管理体制の確立を進めていくとともに、情報開示やコンプライアンス維持を含めた内部管理体制の充実を図る方針であります。

⑤人材の確保・育成

業容拡大とともに、営業部門・開発部門・管理部門の人材確保とともに、さらなるサービス向上のため、インターネット広告におけるコンサルティング能力や技術力の向上、ノウハウの蓄積、スキルの向上等人材の育成がきわめて重要となります。当社グループといたしましては、従来から実施している社員教育や管理職研修の拡充による人材育成の強化を進めてまいります。

-12-

(5) **主要な事業内容**(平成29年12月31日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容
	アフィリエイト広告サービス「A8.net(エーハチネッ
	ト)」の運営
CDA型マドネ・トロール市場	スマートフォンアプリ向けCPI広告サービス「seedApp
CPA型アドネットワーク事業	(シードアップ)」の運営
	スマートフォンアプリ向けCPI広告サービス「adcrops
	(アドクロップス)」の運営
	スマートフォン向け運用型広告サービス「nend(ネン
	ド)」の運営
CPC/ターゲティング型アドネットワ	リターゲティング広告配信サービス「nex8(ネックス
一ク事業	エイト)」の運営
	海外メディア向けSSP「medi8(メディエイト)」の運
	営
その他	メディア事業等の運営

(6) **主要な営業所**(平成29年12月31日現在)

①当社の主要な営業所

本 社	東京都渋谷区
-----	--------

②子会社

株式会社アドジャポン	東京都渋谷区
シーサー株式会社	東京都渋谷区

(7) 使用人の状況 (平成29年12月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前	連	結	会	計	年	度	末	比	増	減
408 (79) 名							6	7名:	増(19名	増)			

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて67名増加しましたのは、主に当連結会計年度に 連結子会社となりましたシーサー株式会社の人員増加、業容拡大に備えた中途採用と 新卒採用によるものであります。

②当社の使用人の状況

使 用	人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
348 (55) 名		21名増(2名減)	31.6歳	3.6年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 使用人数が前事業年度末と比べて21名増加しましたのは、主に連結子会社の吸収合併、 業容拡大に備えた中途採用と新卒採用によるものであります。
 - (8) 主要な借入先の状況 (平成29年12月31日現在) 該当事項はありません。
- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 240,000,000株

② 発行済株式の総数77,825,108株(自己株式943,076株含む)

③ 株主数 9,354名

④ 大株主 (上位10名)

株	主		名	所有株式数	持 株 比 率
柳	澤	安	慶	27, 783, 600株	36. 13%
STATE T COMP	STREET B	ANK AND	4, 180, 400株	5. 43%	
アール・シ	/ー・ワイ・ブ ^ラ	ラザーズ株式会	社	1,776,100株	2. 31%
日本マスター	ートラスト信託銀	行株式会社(信	託口)	1,704,700株	2. 21%
松	本	洋	志	1,663,500株	2. 16%
THE B. 524	ANK OF N	EW YORK	133	1,430,200株	1.86%
011112	STREET B ANY 5052	111/11 111/12	TRUS	1,300,000株	1.69%
	MANHATTA S ACCOUN			1, 276, 153株	1.65%
	STREET B NT OMN I B 5002			1, 204, 000株	1. 56%
VICES	RIBAS SE LUXEMBOU XEMBOURG TS	JRG/JASI	DEC/F	1, 179, 700株	1. 53%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

ストック・オプションの行使に伴い、発行済株式の総数は145,200株増加して77,825,108 株になっております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新 株予約権の状況

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
発行決議の日	平成24年8月24日	平成25年7月19日	平成26年6月23日
新株予約権の数	10個	3,000個	160個
	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる	8,000株	24,000株	16,000株
株式の種類及び数(注2)	(新株予約権1個に	(新株予約権1個に	(新株予約権1個に
	つき800株)	つき8株)	つき100株)
新株予約権の払込金額	無償	無償	1,046円
行使に際して出資される	1株当たり	1株当たり	1株当たり
財産の価額(注2)	144円	789円	1,632円
新株予約権の行使期間	平成26年9月1日から	平成27年8月1日から	平成27年4月1日から
利休 了你没能少打了快期间	平成30年8月31日まで	平成31年7月31日まで	平成30年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	注3	注3	注4、5
役員の保有状況			
取締役			
新株予約権の数	10個	3,000個	160個
目的となる株式数	8,000株	24,000株	16,000株
保有者数	1名	3名	4名
監査役			
新株予約権の数	_	_	_
目的となる株式数	_	_	_
保有者数	_	_	_

	第13回新株予約権	第14回新株予約権
発行決議の日	平成28年7月22日	平成29年5月26日
新株予約権の数	470個	390個
新株予約権の目的となる	普通株式	普通株式
株式の種類及び数(注	47,000株	39,000株
	(新株予約権1個に	(新株予約権1個に
2)	つき100株)	つき100株)
新株予約権の払込金額	4,820円	無償
行使に際して出資される	1株当たり	1株当たり
財産の価額(注2)	856円	956円
本州スの佐の石は期間	平成30年4月1日から	平成32年6月1日から
新株予約権の行使期間	平成33年3月31日まで	平成36年5月31日まで
新株予約権の行使の条件	注6	注3
役員の保有状況		
取締役		
新株予約権の数	470個	390個
目的となる株式数	47,000株	39,000株
保有者数	5名	5名
監査役		
新株予約権の数	_	_
目的となる株式数	_	_
保有者数	_	_

- (注) 1. 社外取締役はおりません。
 - 2. 平成25年1月1日付で普通株式1株を100株に、平成25年5月1日付で普通株式1株を2株に、平成25年10月1日付で普通株式1株を2株に、平成26年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しておりますので、同日以降に新株予約権を行使する際には、新株予約権の目的となる株式数、行使に際して出資される財産の価額がそれぞれ分割割合に応じて調整されます。
 - 3. 権利行使時において、当社の取締役又は監査役の地位にあること。その他の条件については、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めます。
 - 4. ①権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。
 - ②権利行使時において、以下の区分に従い権利の一部又は全部を行使できるものとす る。
 - (1)新株予約権総数の2分の1は平成26年12月期の連結営業利益が55億円以上であること。
 - (2)新株予約権総数の2分の1は平成27年12月期の連結営業利益が71.5億円以上であること。

その他の条件については、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」 に定めます。

- 5. (注) 4. ② (2) は行使の条件を満たしていないため、対象となる新株予約権の数を除外しております。
- 6. ①権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。 ②平成29年12月期の連結営業利益が65億円以上であること。 その他の条件については、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」 に定めます。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第14回新株予約権
発行決議の日	平成29年5月26日
新株予約権の数	600個
	普通株式
新株予約権の目的となる	60,000株
株式の種類及び数	(新株予約権1個に
	つき100株)
新株予約権の払込金額	無償
行使に際して出資される	1株当たり
財産の価額	956円
新株予約権の行使期間	平成32年6月1日から
材が、小が作りたりに対し	平成36年5月31日まで
新株予約権の行使の条件	注
使用人等への交付状況	
当社使用人	
新株予約権の数	600個
目的となる株式数	60,000株
交付者数	14名

(注)権利行使時において、当社の取締役、監査役又は使用人の地位にあること。その他の条件 については、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めます。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成29年12月31日現在)

会	社に	おけ	る地	位.	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代	表取	締	役 社	長	柳	澤	安	慶	
取	締 征	殳 副	社	長	松	本	洋	志	
取		締		役	広	瀬		計	情報システム部管掌
取		締		役	佐	藤	吉	勝	広報室長
取		締		役	関		厚	志	アライアンス室長
取	文 締				=	宮	幸	司	nend事業部長、サービス開発部長及び nex8事業部管掌 株式会社アドジャポン代表取締役社長
取		締		役	吉	永		敬	A8事業部長兼アプリマーケティング事業部管掌 シーサー株式会社取締役
常	勤	監	查	役	春	原	幸	充	
監	監 査 彳				柿	本	謙	=	アーク綜合事務所所長(公認会計士、税理士) 株式会社アイビービー代表取締役 サイジニア株式会社社外監査役
監		査		役	出	澤	秀	=	出澤総合法律事務所代表 (弁護士) ピジョン株式会社社外監査役

- (注)1. 監査役春原幸充、柿本謙二及び出澤秀二の3氏は、社外監査役であります。
 - 2. 監査役柿本謙二氏は公認会計士、税理士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 3. 当社は監査役春原幸充、柿本謙二及び出澤秀二の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 当事業年度中に担当及び重要な兼職が異動となった取締役

E	E	· 名		異	動	日	新役職、担当及び 重 要 な 兼 職	旧役職、担当及 び 重 要 な 兼 職
広	瀬		計	平成	29年9月	1日	取締役 情報システム部管掌	取締役 情報システム部及び 技術開発部管掌
目目	関厚 淳		+	平成	29年2月	8日	取締役 アライアンス室長 株式会社ファンメデ ィア代表取締役社長	取締役 株式会社ファンメデ ィア代表取締役社長
判			志	平成	29年5月	1日	取締役 アライアンス室長	取締役 アライアンス室長 株式会社ファンメデ ィア代表取締役社長
吉	永		敬	平成	29年1月	1日	取締役 A8事業部長兼アプリ マーケティング事業 部管掌	取締役 A8事業部長兼Moba8 事業部管掌 株式会社エイトクロ ップス代表取締役社 長
	小		叨又	平成	29年10月	1日	取締役 A8事業部長兼アプリマーケティング事業 部管掌 シーサー株式会社取 締役	取締役 AS事業部長兼アプリ マーケティング事業 部管掌

- (注)1. 株式会社エイトクロップスは平成29年1月1日付で当社が吸収合併しております。
 - 2. 株式会社ファンメディアは平成29年5月1日付で当社が吸収合併しております。
 - 3. シーサー株式会社は平成29年7月3日付で当社が100%子会社化しております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区		分	支	給	人 員	支	給	額
取	締	役			7名		132, 3	80千円
監	查	役			3名		14, 9	31千円
(うち	社 外 監 査 役	分)			(3名)		(14, 9	31千円)
合		計			10名		147, 3	11千円
(う	ち社外役員分	分)			(3名)		(14, 9	31千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成27年3月26日開催の第16回定時株主総会において年額 300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、平成27年3月26日開催の第16回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
 - 3. ストック・オプションとして割り当てた新株予約権に関する当事業年度における費用計上額2,468千円(取締役5名に対し2,468千円)が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

イ、他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役柿本謙二氏は、アーク綜合事務所所長であり、株式会社アイピービーの代表 取締役であります。また、サイジニア株式会社の社外監査役であります。なお、当社 とアーク綜合事務所、株式会社アイピービー及びサイジニア株式会社との間に特別の 関係はありません。

監査役出澤秀二氏は、出澤総合法律事務所の代表であり、ビジョン株式会社の社外 監査役であります。なお、当社と出澤総合法律事務所及びピジョン株式会社との間に 特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席・発言状況
監査役 春原幸充	当事業年度中に開催された取締役会17回すべてに出席し、また 監査役会16回すべてに出席しております。取締役会及び監査 役会において、主に、企業経営の見地から発言を行っておりま す。
監査役 柿本謙二	当事業年度中に開催された取締役会17回すべてに出席し、また 監査役会16回すべてに出席しております。取締役会及び監査 役会において、主に、財務・会計の見地から発言を行っており ます。
監査役 出澤秀二	当事業年度中に開催された取締役会17回すべてに出席し、また 監査役会16回すべてに出席しております。取締役会及び監査 役会において、主に、法令・コンプライアンス体制強化の見地 から発言を行っております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限ります。

二. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期に は適切な候補者が見つからなかったこともあり、当事業年度末において社外取締役を 置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に適切な社外取締役の人選に努めましたところ、当社の事業であるインターネット広告に精通し、且つ優れた経営上の成功経験をもとに当社の経営を促進することが期待できる適任者を得ることができましたので、第19回定時株主総会に社外取締役2名を含む取締役選任議案を上程いたします。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

23,500千円

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金

銭その他の財産上の利益の合計額

23,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できない ため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額で記載しており ます。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積 の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監 査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査役会は、監査 役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合すること を確保するための体制
 - イ. 当社は、当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という)の取締役、従業員を含めたグループ全体のコンプライアンス管理規程を定め、体制の整備及び維持を図る。また、組織規程・稟議決裁規程等の社内規程を整備し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、法令等遵守のための研修や教育を行うものとする。
 - ロ. 取締役会については取締役会規程の定めに従いその適切な運営を確保する。取締役会は、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
 - ハ. 当社グループの財務報告の適正性確保のため、当社は、経理関係規程、システム管理 規程、内部監査に関する規程等を定め、財務報告の適正性と適正開示を確保するため の体制の充実を図り、同体制につき、その整備・運用状況を適切に評価し改善を図 る。
 - ニ. 当社グループは、反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもたず、組織全体で毅然とした態度で臨むことを当社グループの取締役及び従業員に対して周知徹底するとともに、反社会的勢力排除のための体制を整備する。
 - ホ. 当社は監査役会設置会社であり、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、取締役の職務執行の監査を行っている。また社外監査役として公認会計士や弁護士等の専門家を選任し、監査の実効性を高める。
 - へ. 当社は、内部監査機関として社長直属組織である社長室に内部監査の機能を持たせ、 年度ごとの内部監査スケジュールに沿った内部監査を実施し、当社グループの内部統 制組織の有効性をモニタリングするとともにコンプライアンス遵守体制を調査検証 する。
 - ト. 当社グループの取締役及び従業員は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合またはその旨の報告を受けた場合には、直ちに当社の監査役、取締役または代表取締役に報告するものとする。報告を受けた者は、直ちにコンプライアンス管理規程に従って対応するものとする。また当社グループの監査役は当社または子会社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、当社の取締役に対し、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
 - チ. 当社グループの法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス管理規程を定め、社外の弁護士等を外部の直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、運用を行う。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む。以下同じ)については、文書取扱規程の定めに従い、担当職務に応じて適切に保存しかつ管理する。
 - 1. 株主総会議事録と関連資料
 - 2. 取締役会議事録と関連資料
 - 3. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録と関連資料
 - 4. 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
 - 5. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
 - ロ. 上記イに定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社グループの業務執行に係るリスクとして、以下1から4のリスクを認識し、その 把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
 - 1. 地震、洪水、事故、火災等の災害によるリスク (営業停止、損失発生)
 - 2. 個人情報を含む機密情報漏洩によるリスク (信用失墜、損失発生)
 - 3. 基本サービスまたは社内ネットワークシステムが正常に機能しないことによる リスク(営業停止、損失発生)
 - 4. 役員・従業員の不適切な業務執行によるリスク (信用失墜、損失発生)
 - 5. その他、取締役会が重大と判断するリスク
 - ロ. リスク管理体制の基礎として、当社グループ全体のリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、当社の社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡体制及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
 - ハ. 当社は、子会社のリスク管理状況を適切に確認し、当社グループ全体のリスク管理体制の整備に努めるものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、 当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役及び各部の 責任者によって構成される経営会議において議論を行った上で執行決定を行うもの とする。
 - ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・稟議決裁規程において、それぞれの責任者及び執行手続について定める。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 当社は、当社グループの経営管理の基本方針についてグループ会社管理規程を定め、これに従い各子会社内の取締役等より決裁申請・報告を受けるものとし、また、適切にモニタリングを行うことにより、各子会社の取締役等の職務の執行の適正及び効率性を確保するものとする。

- ロ. 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査機関またはコンプライアンス担当部門に報告するものとする。内部監査機関またはコンプライアンス担当部門は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に 関する事項
 - イ. 監査役が求めた場合は、監査役の職務を補助すべき従業員として、監査役補助者を任命することができる。
 - ロ. 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。また、監査役補助者は、監査役から直接指示を受けて業務を行うものとし、監査役の指示は会社の指示に優先する。
- ① 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する 体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. コンプライアンス管理規程等に当社グループの取締役及び従業員が当社の監査役に 報告すべき事項及び時期についての規定を置き、当該規定に基づき、当社グループの 取締役及び従業員は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査 役に都度報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じて、当社グループ の取締役及び従業員に対して報告を求めることができることとする。
 - ロ. 当社グループの取締役及び従業員は、前号の報告をしたことを理由として不利な取扱 を受けないものとする。
 - ハ. 監査役の職務を執行する上で必要な費用については、その請求により、速やかに支払 うものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. コンプライアンス管理規程を定め、管理部によるコンプライアンス研修、個人情報保護研修、役職に応じた業務上認識が必要な法知識吸収の教育、各種実務対応セミナー等を適宜行っております。
 - ロ. 取締役会を、毎月1回、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図る とともに相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止しております。
 - ハ. 反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもたないことを周知徹底するとともに、反社 会的勢力排除のため取引先、従業員、当社運営サービスに登録した会員のチェックを 行っております。
 - 二. 社外監査役として会社経営者、公認会計士、弁護士等の専門家を選任し、監査役会の 定める監査の方針及び分担に従い、取締役の職務執行の監査を行っております。
 - ホ. 社長直属組織である社長室に内部監査の機能を持たせ、内部統制組織の有効性をモニタリングするとともにコンプライアンス遵守体制の調査検証を行っております。

- へ.業務上の不正行為を認知した場合、コンプライアンス通報制度または職制を通じて速 やかに事実を通報し、リスクマネジメント委員会にて事実確認、対応指示を行い、そ の結果を取締役会に報告することになっております。
- ト. コンプライアンス通報制度において、通報内容の性質等から通報者に不利益が生じる 恐れがあるときは、予め定めてある社外の法律事務所を通報窓口及び相談窓口として おります。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 文書取扱規程の定めに従い、適切に保存、管理し取締役及び監査役が必要に応じて閲覧 可能な状態を維持しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築しております。また、3 か月に1回リスクマネジメント委員会を開催し、リスクの把握、管理、対応を行っており ます。なお、不測の事態が発生した場合には、当社の社長を本部長とする対策本部を設置 し、迅速な対応を行い、損害を最小限に止めます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会を毎月1回、その他必要に応じて適宜臨時に開催し機関決定を行い、取締役 及び各部の責任者以上によって構成される経営会議を毎月2回開催し、情報共有と課 題の抽出、対応の指示を行っております。
 - ロ. 取締役会の機関決定に基づく業務執行については、組織規程や決裁基準の定めに従い 対応しております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 グループ会社管理規程を定め、各子会社の取締役等の職務の執行の適正及び効率性を確保するとともに、当社管理部が子会社の規程整備状況や運用状況を適宜確認し指導を行っております。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に 関する事項 現在、監査役補助者はおりませんが、必要に応じ監査役会の同意を得た上で監査役補助
 - 現在、監査役補助者はおりませんが、必要に応じ監査役会の同意を得た上で監査役補助者を任命することができ、監査役補助者は、監査役から直接指示を受けて業務を行うこととされております。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制コンプライアンス管理規程に監査役に報告すべき事項及び時期についての規定があり、また、監査役の職務を執行する上で必要な費用については、速やかに支払っております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年12月31日現在)

資 産 <i>の</i>	部	負 債	の部
流 動 資 産	22, 431, 074	流動負債	6, 393, 164
現金及び預金	16, 822, 087	買 掛 金	4, 642, 423
受取手形及び売掛金	4, 202, 825	未払法人税等	675, 112
有 価 証 券	997, 031	賞 与 引 当 金	142, 004
そ の 他	422, 514	ポイント引当金	94, 322
		そ の 他	839, 301
貸倒引当金	△13, 383	固 定 負 債	148, 715
固定資産	3, 654, 283	長期預り保証金	148, 715
有 形 固 定 資 産	263, 718	負 債 合 計	6, 541, 879
建物	86, 660	純 資 産	の部
工具、器具及び備品	177, 057	株 主 資 本	19, 466, 645
無形固定資産	926, 507	資 本 金	1, 168, 945
のれん	632, 108	資本剰余金	273, 645
そ の 他	294, 399	利 益 剰 余 金	18, 712, 686
		自 己 株 式	△688, 632
投資その他の資産	2, 464, 057	その他の包括利益累計額	10, 886
投資有価証券	2, 102, 429	その他有価証券評価差額金	10, 886
そ の 他	363, 616	新株予約権	65, 947
貸倒引当金	△1, 987	純 資 産 合 計	19, 543, 479
資 産 合 計	26, 085, 358	負債純資産合計	26, 085, 358

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで)

			科								目			金	額
売						上				高	i				39, 102, 844
売				上			原			価	i				28, 766, 449
	壳	5			上		糸	公心		利			益		10, 336, 394
販	壳	;	費	及	U	к —	般	씥	晋 理	費					4, 587, 091
	崖	i				業			禾	J			益		5, 749, 303
営			業			外		収		益					58, 752
	受					取			禾	j			息		10, 295
	受				取		酉	5		当			金		3, 105
	投		資		有	価	i i	Œ	券	売		却	益		6, 460
	債	Î		務		勘	泛	È	虫	Ţ.	理		益		25, 328
	投	ť	資		事	業	糸	II.	合	運	:	用	益		7, 711
	そ	-					0	0					他		5, 849
営			業			外		費		用					14, 942
	ラ	2	IJ		バ	テ	-	ſ	ブ	評		価	損		11, 892
	そ	-					0	D					他		3, 049
	縚	-				常			禾	J			益		5, 793, 113
特				別			利			益					8, 679
	親		杉		于		約	柞		戻	Ī		益		8, 218
١	償	į		却		債	村	萑	耳		1/.		益		460
特				別			損	.,	D.	失		france			5, 124
	関		係		会	社			式	評		価	損		5, 124
	税	金		等	調						純	利	益		5, 796, 667
	法	人	-		` 1			税	及	U	事	業	税		1, 561, 765
	法		人			锐	等		調		整		額		6,672
	当	_	71-7	其			純		. 7	利	4π ∕	F T.1	益		4, 228, 230
						にか				当其		1. 利			4 000 000
	親:	云	仜	休	王	にゅ	市 馮	す	る	当其	切 和	世 利	益		4, 228, 230

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

資 産 0	部	負 債 の	部
流動資産	21, 401, 660	流 動 負 債	6, 241, 794
現金及び預金	15, 980, 796	買 掛 金	4, 558, 869
売 掛 金	4, 049, 770	未 払 金	344, 563
有 価 証 券	997, 031	未 払 費 用	20, 828
仕 掛 品	9, 453	未払法人税等	670, 812
前 渡 金	7, 566	未払消費税等	172, 954
前 払 費 用	168, 297	前 受 金	178, 899
繰 延 税 金 資 産	166, 400	預 り 金	38, 062
その他	29, 309	賞 与 引 当 金	138, 889
貸 倒 引 当 金	△6, 966	ポイント引当金	94, 322
 固定資産	4, 452, 441	そ の 他	23, 592
有 形 固 定 資 産	244, 744	固 定 負 債	148, 715
建物	78, 879	長期預り保証金	148, 715
工具、器具及び備品	165, 865	負 債 合 計	6, 390, 509
無形固定資産	256, 953	純 資 産	の部
$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	17, 377	株 主 資 本	19, 386, 758
ソフトウエア	213, 659	資 本 金	1, 168, 945
ソフトウエア仮勘定	25, 916	資本剰余金	273, 645
投資その他の資産	3, 950, 743	資本準備金	273, 645
投資有価証券	2, 102, 429	利 益 剰 余 金	18, 632, 799
関係会社株式	2, 102, 429 1, 522, 521	利益準備金	105, 401
		その他利益剰余金	18, 527, 398
関係会社長期貸付金	60,000	繰越利益剰余金	18, 527, 398
破産更生債権等	1, 987	自己株式	△688, 632
長期前払費用	5, 243	評価・換算差額等	10, 886
繰延税金資産	39, 449	その他有価証券評価差額金	10, 886
そ の 他	221, 100	新株予約権	65, 947
貸 倒 引 当 金	△1, 987	純 資 産 合 計	19, 463, 592
資 産 合 計	25, 854, 101	負 債 純 資 産 合 計	25, 854, 101

損益計算書

(平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで)

		-CVI									(中位・111)
		科						1		金	額
売				上			高				37, 960, 306
売			上		原		価				27, 998, 323
	売		上		総		利		益		9, 961, 982
販	売	費	及て	Ķ —	般管	曹 理	費				4, 257, 631
	営			業		利			益		5, 704, 351
営		業		外	収		益				111, 377
	受			取		利			息		2, 682
	有		価	証		券	拜		息		9, 849
	受		取		配		当		金		3, 105
	投	資	有	価	証	券	売	却	益		6, 460
	業		務		受		託		料		49, 951
	債	彩	K	勘	定	整		理	益		25, 328
	そ				0)				他		13, 998
営		業		外	費		用				13, 847
	デ	IJ	バ	テ	イ	ブ	評	価	損		11,892
	そ				Ø				他		1, 954
	経			常		利			益		5, 801, 881
特		!	別		利		益				338, 437
	新	株	=	产业	的 柞	雀 〕	灵	入	益		8, 218
	償	去	:[]	債	権	取		並	益		460
	抱	合	せ	株	式	消	滅	差	益		329, 758
特		,	別		損		失				52, 633
	貸			倒		損			失		52, 633
1	兑	引	前	当	期	糸	ŧ	利	益		6, 087, 685
		人税	,	住 月	民 税			事 業	税		1, 539, 637
Ý.	去	人	;	脱	等	調		整	額		92, 496
È	当		期		純		利		益		4, 455, 552

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月22日

株式会社ファンコミュニケーションズ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 俊哉 印

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 義仁 印業務執行社員 公認会計士 佐藤

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファンコミュニケーションズの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際し、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファンコミュニケーションズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月22日

株式会社ファンコミュニケーションズ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 俊哉 印業務執行社員 公認会計士 伊藤

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 義仁 印業務執行社員 公認会計士 佐藤

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファンコミュニケーションズの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経 営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会 社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決 議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及 び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めませ
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませた。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月22日

株式会社ファンコミュニケーションズ 監査役会

常勤監查役(社外監查役) 春 原 幸 充 剛

監查役(社外監查役) 柿 本 謙 二 ⑩

監査役(社外監査役)出澤秀二 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第19期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を 勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1)配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金19円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は1,460,758,608円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成30年3月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(7名)は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、社外取締役2名を含む取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式数
1	やなぎさわ やすよし 柳 澤 安 慶 (昭和39年10月20日生)	平成11年10月 当社設立 代表取締役社長(現任) (当社における地位、担当) 代表取締役社長	27, 783, 600株
2	まつもと ひろし 松 本 洋 志 (昭和35年4月10日生)	平成11年10月 当社設立 取締役副社長 (現任) (当社における地位、担当) 取締役副社長	1,663,500株
3	ひろせ はかる 広 瀬 計 (昭和39年2月14日生)	平成12年10月 当社入社 平成14年10月 技術開発部長 平成16年4月 執行役員 平成17年3月 取締役 (現任) (当社における地位、担当) 取締役 情報システム部管掌	409, 200株
4	にのみや こうじ 二 宮 幸 司 (昭和54年3月11日生)	平成16年4月 当社入社 平成23年1月 MC事業部ADN推進部長 平成24年3月 ADN事業部長 平成25年4月 執行役員 平成27年3月 取締役 (現任) (当社における地位、担当) 取締役 ADプラットフォーム事業部長兼 サービス開発部長 (重要な兼職の状況) 株式会社アドジャポン代表取締役社長	8,900株

候補者番 号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)		所 有 す る 当社株式数
5	よしなが たかし 吉 永 敬 (昭和56年2月18日生)	平成23年10月 平成25年4月 平成27年3月 (当社における 取締役 A8 ング事業部管 (重要な兼職の	A8事業部新規開発部長 A8事業部長 執行役員 取締役(現任) 5地位、担当) 事業部長兼アプリマーケティ 管掌	16,000株
6	※ くもん こうじ 久 門 耕 治 (昭和34年9月18日生)	平成12年4月 平成16年6月 平成19年2月 平成21年1月 平成21年11月 平成22年4月 平成22年4月	取締役 企画部長 トランコム株式会社 取締役 経営企画/IR担当 双日株式会社入社 株式会社JALUX 出向 同社 執行役員 経営企画・人事 総務担当 双日ジーエムシー株式会社 取締役 経営企画室長 秋田新都心ビル株式会社 代表取締役社長	0株

候補者番 号	ふ り が な氏 名(生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)		所 有 す る 当社株式数
7	※ おび かずすけ 小 尾 一 介 (昭和28年12月4日生)	昭和63年8月 平成14年10月 平成21年7月 平成24年12月	ト株式会社 代表取締役 株式会社デジタルガレージ 取締役 グーグル株式会社 執行役 員 インモビジャパン株式会社 日本代表 Link Asia Capital株式会社 代表取締役 パートナー (現任) 株式会社インバウンドテッ ク 社外監査役 (現任) クロスロケーションズ株式	100株
8	※ ほ き と し智 (昭和37年1月11日生)	平成15年3月 平成16年11月 平成18年1月 平成18年2月	ケティング 取締役 バリュークリックジャパン 株式会社 取締役 株式会社でシール 取締役 株式会社ライブドアマーケ ティング (現株式会社メディアイノベーション) 代表取締役社長 ソネット・メディア・ネットワークス株式会社 代表取締役社長 株式会社ホルン 代表取締役 役(現任)	0株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 久門耕治氏を取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と特に管理部門 における幅広い知識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。
 - 4. 小尾一介氏及び穂谷野智氏は社外取締役候補者であります。
 - 5. 小尾一介氏及び穂谷野智氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な 経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。 また、両氏はインターネット広告に精通し専門的な知識を有しており、且つ優れた経 営上の成功経験を持ちその成功経験をもとに当社の経営を促進することが期待でき、 社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけると判断しております。
 - 6. 小尾一介氏及び穂谷野智氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同 法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契 約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。た だし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について 善意でかつ重大な過失がない場合に限ります。
 - 7. 当社は、小尾一介氏と穂谷野智氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役出澤秀二氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏 名(生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式数
いでさわ しゅうじ 出 澤 秀 二 (昭和32年1月15日生)	昭和58年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成7年3月 出澤法律事務所(現出澤総合法律 事務所)開設 代表(現任) 平成18年3月 当社監査役(現任) 平成18年4月 ピジョン株式会社 社外監査役(現任) 平成20年3月 株式会社ネクストジェン 社外監査役 (重要な兼職の状況) 出澤総合法律事務所代表(弁護士) ピジョン株式会社社外監査役	66,700株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 出澤秀二氏は社外監査役候補者であります。
 - 3. 出澤秀二氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての高度な専門的知識を当 社の監査に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に 社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理 由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しておりま す。
 - 4. 出澤秀二氏は平成18年3月より当社社外監査役を務めており、その就任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
 - 5. 出澤秀二氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、本議案をご承認いただきますと、同内容の契約を継続の予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限ります。
 - 6. 当社は、出澤秀二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引 所に届け出ておりますが、本議案をご承認いただきますと、同氏は引き続き独立役員 になる予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査 役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式数
やまだ けんじ 山 田 憲 次 (昭和33年5月3日生)	昭和57年4月 AIU保険会社入社 平成6年4月 有限会社ファンテック設立 平成10年6月 ケンコーマヨネーズ株式会社 社 外監査役 平成13年12月 株式会社ファンテック 代表取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社ファンテック代表取締役	0株

- (注) 1. 候補者が代表取締役を務める株式会社ファンテックは保険代理店として当社の付保する損害保険契約の一部の募集及び契約業務を行っております。
 - 2. 当該事業年度における、当社から株式会社ファンテックへの支払総額は9,066,444円であり、そのすべては保険料としての支払であります。また、当社グループ連結売上高に占める割合は0.03%未満であります。
 - 3. 山田憲次氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 - 4. 山田憲次氏につきましては、企業経営及びリスクマネジメントに精通しており、その 知識、経験を当社監査体制の強化に生かしていただきたいため、補欠の社外監査役と して選任をお願いするものであります。
 - 5. 山田憲次氏が社外監査役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の 規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であ ります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額 であります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務 の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限ります。

第5号議案 当社取締役、執行役員及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当 社の取締役、執行役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予 約権を無償で発行するものとし、その発行する新株予約権の募集事項の決定を取 締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役に対し、報酬等として上記ストック・オプションとしての新株予約権を年額90,000千円の範囲で発行することにつき、併せてご承認をお願いするものであります。

1. 提案の趣旨

(1) 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要と する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の取締役、執行役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 当社の取締役に対する報酬等としての新株予約権の発行について

当社の取締役の報酬額は、平成27年3月26日開催の第16回定時株主総会において年額300,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該報酬額とは別枠で、年額90,000千円の範囲内でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

この報酬等として当社の取締役に対し発行する本件新株予約権の額は、新 株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値(ブラ ック・ショールズ・モデルにより算定する)に、割当日に在任する当社取締 役に発行する新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、本議案の対象となる取締役の員数は7名でありますが、第2号議案「取締役8名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと、本議案の対象となる取締役の員数は8名(うち社外取締役2名)となります。

2. 新株予約権の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役、執行役員及び従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式100,000株を上限とする。このうち、取締役に割り当てる新株予約権の上限は、当社普通株式100,000株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が会社分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

1,000個を上限とする。このうち、取締役に割り当てる新株予約権の個数は、1,000個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、(2)に 定める調整を行った場合は、同様の調整を行う)

(4) 新株予約権の払込金額 無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により 決定される新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価 額」という)に(3)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を 乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における金融商品取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の最終価格(当日の最終価格がない場合には、それに先立つ直近日の最終価格)を下回る場合は、新株予約権発行日の最終価格を行使価額とする。

なお、発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

 調整後
 =
 調整前
 ×
 1

 行使価額
 大勢・併合の比率

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後
行使価額既発行株式数十新発行株式数× 1株当たり払込金額新株式発行前1株当たりの時価「大使価額既発行株式数+新発行株式数

上の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当 社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処 分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替え るものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社 が会社分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式 移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める行使価額 の調整を行う。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から3年を経過する日の翌月の月初を始期としてその後4年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)が、権利行使時において当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役会が正当な理由があると認める場合はこの限りでない。
- ② その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当 社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めると ころによる。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権者が権利行使をする前に、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当社は当該新株予約権については無償で取得することができるものとする。

- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及 び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本 準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加す る資本金の額を減じた額とする。
- (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するも のとする。
- (11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、 これを切り捨てるものとする。
- (12) 組織再編等に伴う取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(これらを総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の 数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記(6)に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める残存新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本 金及び資本準備金に関する事項

上記(9)に準じて決定する。

- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要す るものとする。
- 8 新株予約権の取得条項 上記(8)に準じて決定する。
- ② その他の新株予約権の行使の条件 上記(7)に準じて決定する。
- (13) その他の新株予約権の内容 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決 定する取締役会において定めるところによる。

以上

メーモ

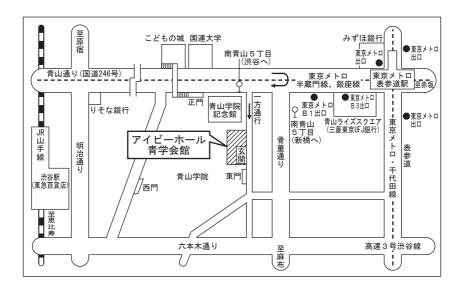
._____

株主総会会場ご案内図

会場:東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号

アイビーホール青学会館 地下2階 「サフラン」

TEL 03-3409-8181



交通機関

・東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道」駅下車(東口)B3出口 徒歩5分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいま すようお願い申し上げます。